

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和3年3月

CONTENTS

	頁
◆ 適正化運営委員会のご報告	2
◆ 業務運営委員会のご報告	2
◆ 広報委員会のご報告	3
◆ 政策協議会のご報告	3
◆ 外国人向け会社説明会 参加企業募集について	3
◆ 春の全国交通安全運動	4
◆ 36協定について重要なご案内!! <提出時ご注意ください>	4
◆ 大型車両通行の適正な運行のお願い	6
◆ ドライバーの悩み 気づいていますか?	8
◆ 軽油価格調査 結果報告 令和3年1月	9
◆ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の広報のご協力について	10
◆ 会員名簿 の 内容確認 と 従業員数調査	10
◆ 会員様の所在地 名称・変更等	10

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

- ・社員研修 ビジネス講座を開催します。 新人スタートアップ研修
- ・初任運転者講習 開催のご案内
- ・「定住外国人向け会社説明会」のご案内

一般社団法人三重県トラック協会

<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 適正化運営委員会のご報告

令和2年度第2回適正化運営委員会を開催しました。

(委員構成18名、委員長北進運輸(株) 中川進治 氏)

日時 令和3年2月10日(水)～2月15日(月)(書面開催)

【 議事事項 】

1. 令和2年度 適正化実施機関 管理運営と実施事業について(報告)

会議・研修の出席、巡回指導の実施状況、物流セミナーの中止、広報啓発活動の実施状況、研修会の開催状況、トラックドライバーコンテストの中止、運行管理者試験の状況、トラックの日の清掃活動の結果、事故防止セミナーの状況、安全性優良事業所(Gマーク)申請と認定結果を報告し承認されました。

2. 令和2年度 巡回指導について(報告)

4月～1月までの実施結果、総合評価、改善要請の状況 を報告し承認されました。

3. 令和3年度 事業計画と予算について

令和2年度との変更事項等

巡回指導車4両の点検、指導員専門研修の出席、安全性評価事業 業務連絡会議の出席、中部ブロック小規模グループ研修(中部5県で持ち回り開催 愛知県に出席)、巡回指導 目標500件、街頭パトロール活動の件数 15件(休日の実施を拡大)、ドライバーコンテスト開催方法を検討、物流セミナー開催方法を検討、ホームページの充実、巡回自己診断、情報(トピックス)の掲示、Eラーニングを活用した運転者指導 を報告し承認されました。

◆ 業務運営委員会のご報告

令和3年1月28日(木)業務運営委員会を開催いたしました。 委員会の議事概要をお伝えします。

(委員構成18名、委員長(株)暁興産 伊藤康彦 氏)

【 議事事項 】

①今年度の事業運営についての状況を確認

- ・ 主な実施事業・助成金の状況・荷主対策の3項目の状況を報告しました。

②次年度の事業計画策定に向け検討した

コロナ対応 集合参加型だけでなく

Web会議・Webセミナー配信
初任運転者教育用 Eラーニングを提案

助成金 助成項目/助成対象 見直し

- ・ 働きやすい職場認証取得 新設へ
- ・ ハンディタイプのアルコール検知器廃止へ

継続重点事項 重点取組み計画案を提示

- ①標準的な運賃の理解と届出促進
- ②働き方改革と人材確保に対する取組み
- ③安全対策強化(交通・労働災害の抑制)

③その他

- * 予算のコロナ特例や組織対応は?

結果↓

標準的運賃届出・ホワイト物流登録数・荷主への宛先登録などの質問が行われた後、運営状況に異議は無く承認されました。

助成金 に会員要望あり 意見交換を行いました

運転者対象の助成(経営者・事務職・作業職を除く)

↓

運転者に運転業務を行う経営者を含めてもらいたい

①SAS検査 ②脳ドック心臓ドック ③健康診断 ④運転適性診断

↓

運転者基準やドライバーとする判断など
取扱判断基準についての 委員会意見を
政策協議会、本部理事会に提出します。
提出した会議で別途検討がなされます

コロナ対応 **継続重点事項** は承認されました

返答↓

政策協議会や理事会で判断していきます。
なお、PCRキット、消毒薬、防護服の備品準備、
危機管理委員会の設置を進める予定です。

◆ 広報委員会のご報告

令和 3年 2月10日(水)~18日(木) 書面により 広報委員会 を行いました。
議事概要をお伝えします。(委員構成14名、委員長 昌和商事(株) 田村三千夫 氏)

【 議事事項 】

- ① 令和2年度広報活動を報告し確認
- ② 令和3年度の広報計画(案)を提示

結果

異議無く承認されました
異議無く承認されました

- (交通安全) (環境対策) (労働対策)
安全運転・エコドライブ・計画出荷 でPR
- ・トラックを使った広報 トラック輸送がくらしと経済を支えます を活用
 - ・業界PR・人材確保の広報 トラックはライフライン を活用
 - ・業界PR・トラックが動かないと.... ホワイト物流推進運動 を案内し物流改善を要請
 - ・労働時間改善 荷主啓発 標準的運賃で、収支改善と労働改善を図る

③その他

- ・2月3日 荷主宛ダイレクトメールを送付します。(荷主啓発)
- ・2月3日 人材確保に FM三重と三重テレビにて業界PRとドライバーの就職訴求放送を行います。

日本の総貨物輸送量は年間47億トン
その9割をトラックが運んでいます。
トラック輸送がくらしと経済を支えます。
物流の最前線で活躍するトラックドライバー
今、あなたを必要としています。

映像コンセプト

ハンドルを握る手は未来への手
一人一人の手が未来への扉を開く
(全ト協連携事業にて実施)

- ◇その他意見
- ・フロントマスク — 材質について こすれて傷になるから ステッカー等ではどうか。
 - ・荷主啓発 — 時間が必要、継続しなければ。出荷・荷受時間も改善は少しだけ。
 - ・標準的運賃 — 物流小会社との交渉は大変。親会社との立場が問題となる。
 - ・広報手法 — インターネット広告、SNSやYouTube等に力を入れてみてはどうか。

◆ 政策協議会のご報告

令和2年度第5回政策協議会を開催しました。

○政策協議会(支部長会)

日時 令和3年2月24日(水) 14:00~
出席者 小林会長ほか各支部長8名及び専務理事
今後の事業運営についてご協議頂きました。



◆ 外国人向け会社説明会 参加企業募集について

三重県内での安定的な人材確保を希望する企業様と正規雇用での就労を希望する定住外国人とのマッチングを、NPO法人愛伝舎様 主催で実施致します。

会員の皆様におかれましては、ぜひこの機会にご参加をご検討いただき、定住外国人の就労をご検討いただきますようよろしくお願い致します。

日時 令和3年5月29日(土)
時間 14:00~16:00
場所 北部輸送サービスセンター
(四日市市新正4丁目8-8)
主催 NPO法人愛伝舎 理事長坂本久海子
お問い合わせ 080-3667-5129

トラック協会はNPO法人愛伝舎様に
会場をお貸しております。
詳細やお申し込みについては
別紙をご確認頂き、左記NPO法人に
直接お問い合わせください。

◆ 春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が実施されます。会員様各社におかれましても、乗務員様への適切な指導により 安全運行が行われますよう 安全運動の展開をお願いします。

春の全国交通安全運動 **4/6(火)～15(木)**までの 10日間

年間 重点目標

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 子どもの交通事故防止2. 高齢者の交通事故防止3. 横断歩道における歩行者優先の徹底4. シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 | <ol style="list-style-type: none">5. 飲酒運転の根絶6. 自転車の安全利用の推進7. 夕暮れ時(どき)又は天候に応じた早めのライト点灯の推進8. 反射材の普及促進 |
|---|--|

◆36協定について 重要な ご案内!! <提出時ご注意ください>

先月の定期郵送物で 36協定をご案内し、書式を同封いたしました。

協定書は労働基準監督署に届出いただくこととなりますが、4月1日以降に協定し届出される場合は、取扱に一部変更がございます。
下記をご確認頂き、届出いただきますようお願い申し上げます。

① 令和3年3月31日までに労働基準監督署に届出される場合、

トラック協会からお届けした36協定書式
(先月配布した書式)で届出を行って下さい。

締結が4/1以降でも 届出日が3/31
までの場合 配布した書式でOKです。

② 令和3年4月1日以降に労働基準監督署に届出される場合、

記載項目に追加が必要です。次ページをコピーしご記入の上、トラック協会からお届けした36協定書式(先月配布した書式)に添付し、届出をおこなって下さい。

追加項目

下記 赤字部分の記載が 必要となります

36協定の協定の当事者・労働者代表に関する記載とチェックボックスを新設

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である 又は 上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☑ (チェックボックスに要チェック)

上記の労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑ (チェックボックスに要チェック)

※トラック協会でお示ししている書式は、36協定書と届出書を兼ねています。

詳しくは こちらでご確認ください。↓

36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 検索



なお、36協定は **運転者と運転業務以外の従業員で分けて提出する必要があります。**

以前は分けずに提出しています。
従来そのまま 分けずに作成していないか
どうかの確認をお願いします。

運転者以外用

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働 休日労働

に関する協定届 添付

令和3年4月1日以降に提出される場合に必要です。
先月お届けした36協定書式に添付し、一緒に届出てください。
(赤字部分の記載が必要になりました)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
貨物自動車運送事業		(〒 ---) (電話 ---)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

協定の成立年月日 年 月 日 職名
 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称
 又は労働者の過半数を代表する者の 職名、氏名
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者であること。□
 (チェックボックスに要すエック)

上記の労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要すエック)

年 月 日 職名
 労働基準監督署長殿 使用者 氏名

運転者用

様式第9号の4(第70条関係)

時間外労働 休日労働

に関する協定届 添付

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
貨物自動車運送事業		(〒 ---) (電話 ---)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

協定の成立年月日 年 月 日 職名
 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称
 又は労働者の過半数を代表する者の 職名、氏名
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者であること。□
 (チェックボックスに要すエック)

上記の労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要すエック)

年 月 日 職名
 労働基準監督署長殿 使用者 氏名

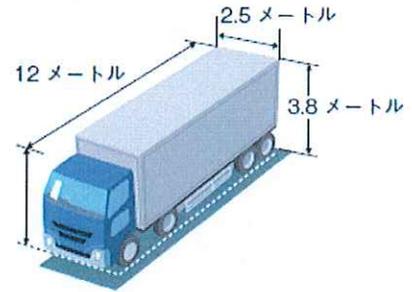
◆ 大型車両通行の適正な運行のお願い

特殊車両通行許可制度

重量基準など、定められた基準を超える車両の通行には、事前に特殊車両通行許可が必要になります。許可を受け、その許可条件に基づく通行を行ってください。(道法で定められています)

下記の寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は特殊車両通行許可が必要です。

		一般的制限値 (最高限度)
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m以上
	輪荷重	5.0 t



【高さ】高さ指定道路：4.1m
【重さ】高速・重さ指定道路：25t

特に重量基準を超えた車両による 道路や橋への過剰な負荷、劣化進行が問題となっています。

また、通行許可を取得していても 許可条件に違反して 車両を通行させた場合、厳しい罰則があります
(主な罰則)

違反事由	罰 則
車両の通行が禁止又は制限されている区間での違反	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
道路管理者等からの通行の中止等の命令に違反	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
無許可、又は許可条件に違反して通行	100万円以下の罰金
通行許可証 不携帯	100万円以下の罰金
個別的に制限されている道路通行違反、道路管理者からの命令違反	50万円以下の罰金

■ 告発 ■

許可条件に違反して特殊車両を通行させ、下記①②③に該当する悪質な違反者は許可の取り消しや告発の対象となります。

- ①死亡重傷事故や道路を損壊させる重大事故
- ②通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令に違反
- ③特殊車両の通行を常習的に行ったとき。

■ 悪質な重量超過違反者の告発 ■

取締り現場で基準（車両総重量の一般的制限値）の2倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合は、告発の対象となります。

なお、通行許可を受けた車両は、「基準×2 + (許可総重量－基準)」が告発の対象となります。

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



■誘導車を適切に配置しましょう■

特殊車両の通行許可に誘導車の配置が付されたにもかかわらず、誘導車を配置しない場合は通行条件違反となります。



◇誘導の主な目的

- (1) 橋梁、高架の道路 その他これらに類する構造の道路(橋梁等)において道路構造物の耐荷力を超える車両の通行を回避すること
- (2) 屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所において交通の安全を確保する

◇通行条件 審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付けられて許可されます。(A・B・C・D条件)

誘導車の配置条件が改正されます

(令和3年3月29日施行)

① C・D条件に関して特殊車両の前後に必要であった誘導車の配置が前方または後方 1台に改められます。

○誘導車の配置

《現行》

	通行条件の内容		通行条件の内容
橋梁等 (重量C・D条件)	前後2台の誘導車を配置	橋梁等 (重量C・D条件)	後1台の誘導車を配置 (D条件の場合、すれ違い等の際、一時停止)
交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前後2台の誘導車を配置	交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前1台の誘導車を配置

※誘導車の具体的な役割は不明確。

ガイドラインを策定し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確化

→ これまで2台に期待されていた役割を1台で果たすことが可能に

○誘導車の運転者

《現行》

運転者 誰でも可

運転者 ガイドラインに基づく講習受講者に限定

※国交省がオンライン上で提供等

②誘導車の運転には国交省が無償で提供する講習受講が必要になります。

◆特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン講習(オンライン)

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>

◆団体による講習 一般社団法人安全輸送協会 TEL:0299-56-6995

◇特殊車両 誘導等ガイドライン <https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/pdf/03.pdf>

<声> 幅広等、誘導車の配置が明らかに必要となる車両が、誘導車を配置せずに走行しているとの苦情が寄せられています。周囲からの指摘に困ることのないよう正しく運行頂くようお願いします。安全確保は運送事業者の義務です。事故が起こってからや、行政取り締まり、処分を受けてからでは遅すぎます。

◆ ドライバーの悩み 気づいていますか？



職場や私生活の悩み事も、運転に影響を及ぼします。
管理者は運転者との面談の機会を設けるなどし、ストレスを抱えていないか把握しておくことが大切です。

主な確認事項

□ 体調面や健康面で悩んでいませんか

周囲の人が気づきやすい変化としては、服装の乱れ、急に痩せた・太った、感情の変化が激しくなった、孤立している、不満・トラブルが増えた、他人の視線を気にするようになった、遅刻や休みが増えた、ぼんやりしていることが多い、ミスや物忘れが多い、体に不自然な傷がある等、以前と異なる状態が続く場合は、体調などについて聞いてみましょう。

□ 私生活（家庭環境、金銭トラブル等）に問題はないですか

家庭内の問題を職場で話すこともできず、悩みをかかえたまま乗務しているドライバーがいるかもしれません。しかし、交通事故は考え事をしているときに高い確率で発生します。私生活に干渉するのではなく、悩みを聞き相談に乗ってあげることで、解決することができなくても気持ちが和らぐ手助けになります。

□ 仕事に関して言いたいことはないでしょうか

業務やハラスメント（セクハラ・パワハラ・モラハラ等）に関して、自分自身や同僚のことで、言いたいことや気になっている点がないか確認します。

□ 相談しておきたいことはないか確認しましょう

深刻な悩みは相談しづらいこともあるため、次のような症状がないか確認します。

気分が沈む、憂うつ、何をするにも元気がでない、イライラする・怒りっぽい、理由もないのに不安な気持ちになる、気持ちが落ち着かない、胸がドキドキする、息苦しい、何度も確かめないと気がすまない、誰かが悪口を言っていると思ってしまう、何も食べたくない・食事がおいしくない等の症状があれば専門機関に相談しましょう。

困った時や、つらい時は 身近な人に話を聞いてもらうだけでも、気持ちは楽になります。

相談に乗ってもらえたという安心感が気持ちを落ち着かせるでしょう。

毎日の生活習慣を整えることも大切です。

また、ストレスを感じたときは頭を切り替えるようアドバイスしてみましょ。一つのことばかり考えてしまっているとストレスを感じることもあります。

悩みが深刻だった場合

まず、できることから考えましょう。

そうすることで、現時点での細かな問題点がわかります。

解決策をたくさん考え、その中からメリットとデメリットを考え、できるものを選択し、行動します。

◆ 軽油価格調査 結果報告

令和3年1月

購入方法	支部	件数	最高	平均	最低
ローリー買い		53件	102.00	84.95	55.50
	桑員	7件	87.00	84.14	81.70
	北勢	16件	88.85	82.83	55.50
	鈴鹿	8件	87.50	84.59	83.50
	津	6件	87.50	84.80	81.80
	松阪	3件	86.60	85.53	84.50
	南勢	3件	102.00	95.57	86.70
	伊賀	6件	88.10	85.95	83.50
	紀北	3件	86.20	85.47	84.10
南紀	1件	87.10	87.10	87.10	
スタンド買い		20件	106.00	96.16	88.50
	桑員	5件	105.00	95.96	90.80
	北勢	4件	102.00	96.88	89.00
	鈴鹿	3件	103.00	95.50	89.50
	津	2件	90.70	89.60	88.50
	松阪	3件	94.00	92.03	89.10
	紀北	3件	106.00	104.67	102.00
カード買い		118件	125.50	95.20	57.50
	桑員	8件	108.00	99.34	92.10
	北勢	16件	116.00	98.24	84.50
	鈴鹿	20件	124.50	99.51	67.40
	津	26件	114.00	91.38	57.50
	松阪	25件	108.00	90.01	64.00
	南勢	2件	94.27	92.69	91.10
	伊賀	10件	107.60	97.98	88.50
	紀北	9件	109.00	95.76	88.60
南紀	2件	125.50	111.50	97.50	
全体		191件	125.50	92.45	55.50

<ローリー買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	9件	102.00	89.11	83.00
出光昭和シェル	22件	88.85	85.13	82.00
コスモ	7件	86.70	84.89	81.70
その他	15件	86.50	82.21	55.50
計	53件			

1月購入分の
軽油価格
軽油引取税
32.1円を
含んだ価格を調査

(消費税は含みません)

<スタンド買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	7件	106.00	95.61	89.50
出光昭和シェル	3件	106.00	101.50	97.00
コスモ	4件	105.00	97.50	89.00
その他	6件	102.00	93.22	88.50
計	20件			

<カード買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	39件	116.50	95.76	58.70
出光昭和シェル	25件	124.50	98.53	67.40
キグナス	1件	97.50	97.50	97.50
コスモ	13件	125.50	95.26	64.00
その他	40件	114.00	92.48	57.50
計	118件			

<その他買い>

	件数	最高	平均	最小
ENEOS	1件	109.00	109.00	109.00
出光昭和シェル	1件	110.00	110.00	110.00
コスモ	1件	109.30	109.30	109.30
その他	9件	120.00	98.85	84.97
計	12件			

◆ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の広報のご協力について

三重県では、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて県民力を結集するため、「する」「みる」「支える」といった様々な関わりを持っていただきたいと考えております。このため、県民の皆様に様々な取り組みを「とこわか運動」と称して県民活動として実施していただくよう、県民の皆様に呼びかけています。

- | | |
|------------------------|------------------|
| 取 組 内 容 | |
| (1)各事業所にポスター及びミニのぼりを掲示 | (2)トラックにステッカーを貼る |
| (3)クリーンアップ活動の実施 | (4)ボランティアへの参加 |

三重とこわか国体



とこわか運動の登録について

ご協力頂ける会員様にはステッカーとミニのぼり、ポスターをお渡し致します。

下記の事務局までご連絡下さい。

また、上記のような取組を実施いただき、下記担当事務局まで提出いただきましたら、県実行委員会のホームページに、ご協力いただいた事務所名と活動内容、取組写真を掲載させていただきます。

【担当事務局】

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局
(地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局) 総務企画課 西口
TEL:059-224-2908 FAX:059-224-3245 MAIL:kokutai@pref.mie.lg.jp

◆ 会員名簿の内容確認と従業員数調査



令和3年度の会員名簿を作成するにあたり、名簿記載事項の確認と従業員数の調査報告書をFAXで送付させていただきました。

掲載内容の変更を希望される場合はご報告下さい

★報告がない場合、現在の掲載状況にさせていただきます★



FAX

報告〆切 3月末日 FAX:059-225-2095

※ 従業員数は会費及び助成事業等の資料となりますので、正しくご報告下さい。

＜ 会員名簿は、総会資料と一緒に送らせていただきます。＞

◆ 会員様の所在地名称・変更等

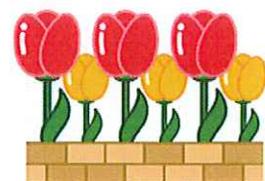
北勢支部	川喜田運送(株)	代表者名変更/平松 正孝
	(株)四日市小型急送社	退会
津支部	(株)T'Keh	住所変更/津市芸濃町北神山1870
松阪支部	橋運輸(有)	代表者名変更/中東 正明
伊賀支部	町野運送(有)	代表者名変更/町野 善英

各社から連絡いただきました「会員名簿作成資料」での変更箇所は

令和3年度の会員名簿に反映させていただきます。

まだ、返信をいただいていない会員様はご報告いただきますようお願いいたします。

* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *



三重県トラック協会 FAX 059-225-2095